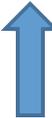


営繕工事の入札積算 数量書活用方式(試行) について (H30年度)

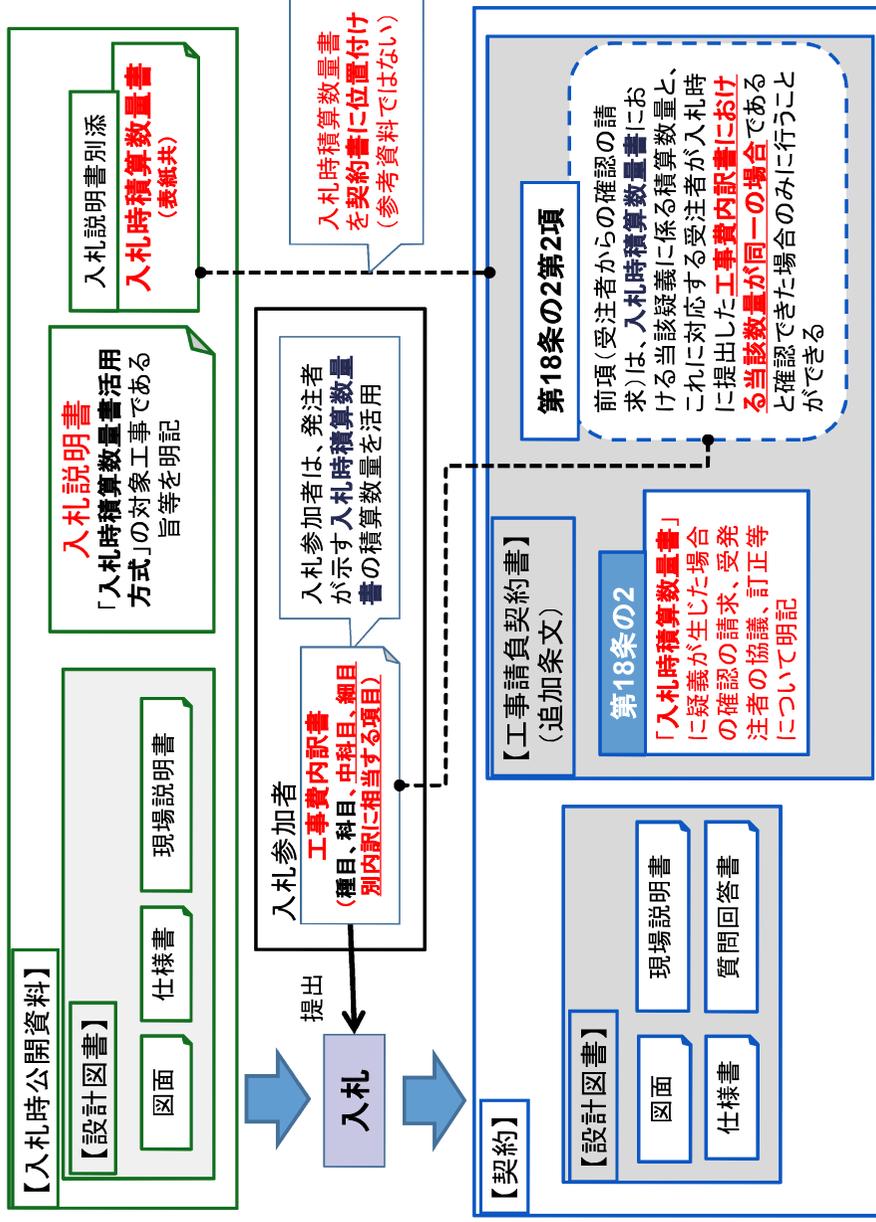
長崎県土木部建築課・営繕課

■背景■

- 改正品確法の基本理念：
「公正な契約を**適正な請負代金額**によって信義に従って誠実に履行する」と規定
- 従来:「参考数量書」を公開、提供
 契約後の発注者の**運用にばらつき**

■概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更すること**を契約事項とする。【契約書第18条の2】
(※契約書第1条における設計図書に該当しない)



■対象工事

- 平成28年10月から営繕工事に試行導入
 - ・建築課発注の建築一式工事で設計金額5千万円以上に適用(3件実施)
- 平成29年5月から試行の対象工事を拡大
 - ・建築課、住宅課発注する工事に拡大(金額同じ)ただし、外壁改修、防水工事等を除く(9件実施)
- 平成30年4月からさらに試行の対象工事を拡大
 - ・営繕課及び地方機関が発注する建築一式工事で設計金額2千万円以上及び電気設備、機械設備工事で設計金額1千5百万円以上の営繕工事に適用。ただし、外壁改修工事や防水改修工事等専門工事は対象外。

■対象工事である旨の明示

- 一般競争入札の場合：
入札公告及び入札説明書
- 指名競争入札の場合：
入札執行通知書及び入札説明書

■ 入札説明書記載例 ■

入札説明書

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

① **本工事**は、**入札時積算数量書活用方式の試行工事**である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を……

■ 留意事項 ■ 【入札説明書に明記】

1. 入札時の工事費内訳書の範囲

本方式の試行工事での、入札参加者が提出する工事費内訳書に添付する範囲は、

「・種目別内訳 ・科目別内訳」に加え

「・中科目別内訳 ・細目別内訳」も必要



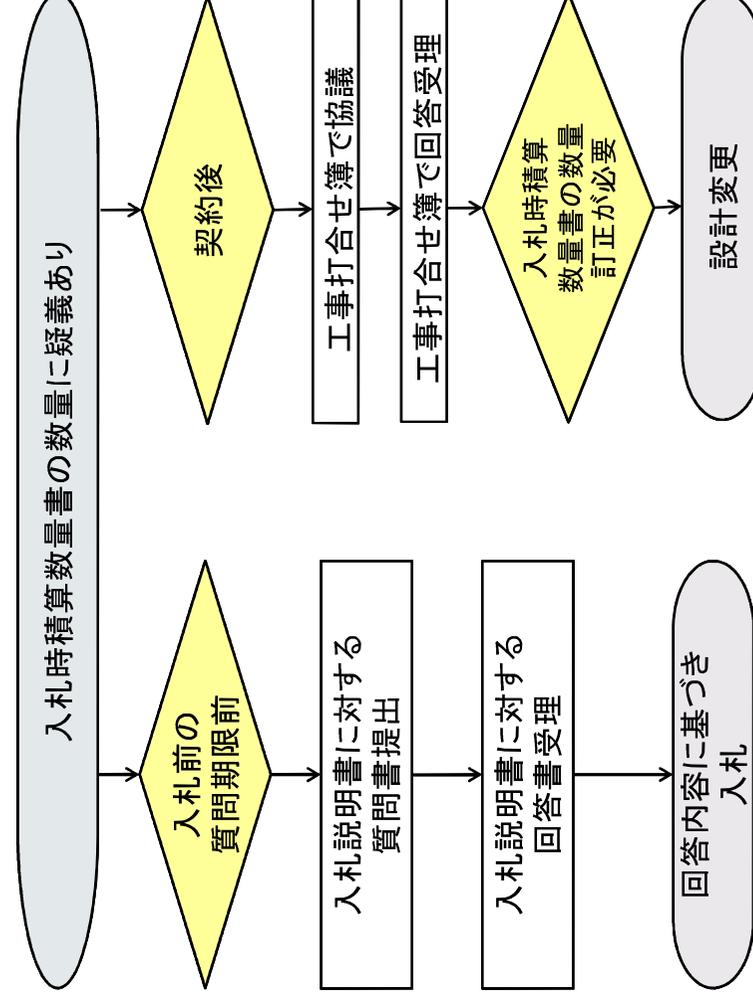
全部又は一部が提出されない場合は、**入札が無効**となる。

■留意事項■ 【入札説明書に明記】

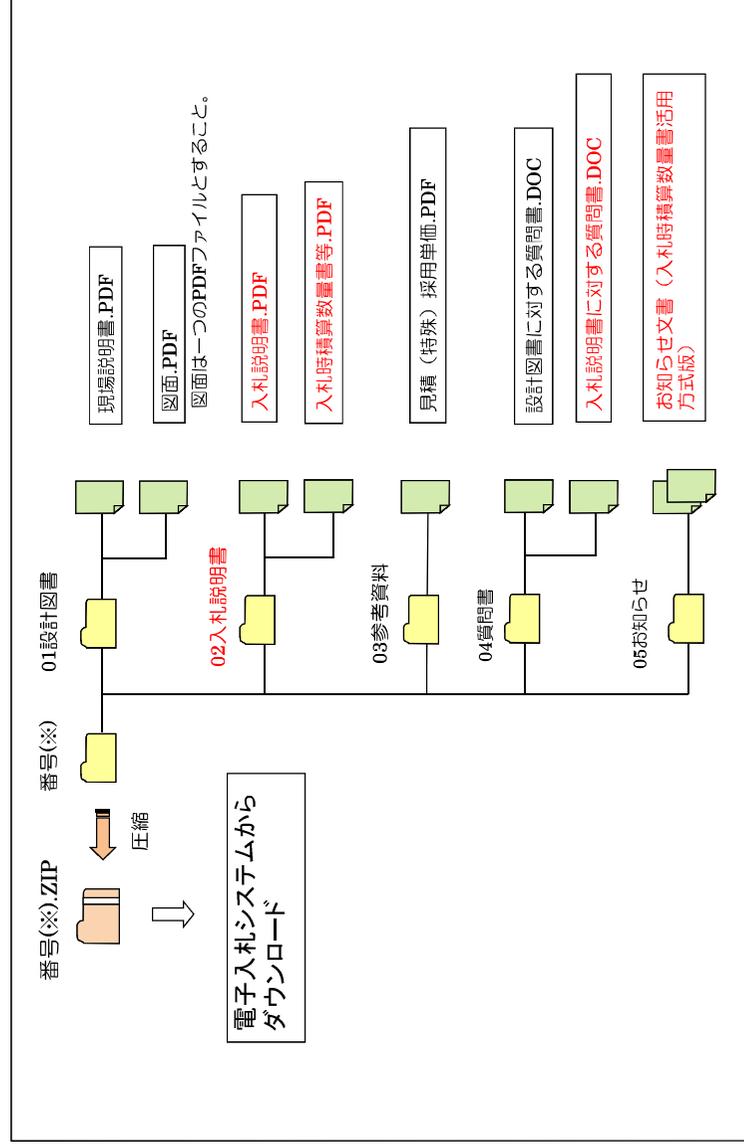
2. 協議ができないケース

- ① 入札時積算数量書の数量と異なる数量を用いた**工事内訳書**を提出した場合
- ② 入札時積算数量書の細目別内訳の数量の項目が**一式表示**となっている場合
- ③ 当該疑義に係る積算数量の**部分の工事**が完了している場合

■協議フロー■



■電子データのファイル構成■



Q&A

Q1. 入札時積算数量書の細目別内訳書において、一式とされる項目の別紙明細書は公表してもらえないのか。

A1. 別紙明細書は参考資料として添付します。
参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び第18条の2にいう入札時積算数量書ではないので、**協議の対象外**です。

【営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル(長崎県版)】参照

Q&A

Q2. 入札時積算数量書に記載されている数量は、いわゆる「契約数量」ということによいか。

A2. 入札時積算数量書は入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書における数量自身の施工（履行）を求めるという意味でのいわゆる「**契約数量**」では**ありません**。このため、入札時積算数量書にある数量の**施工確認・検査も行いません**。

【営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル（長崎県版）】参照

Q&A

Q3. 「入札時積算数量書の積算数量」と「現場の施工数量」との乖離が大きい場合には、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をしてもらえるのか。

A3. 本方式において**協議の対象**としている入札時積算数量書の積算数量は、**数量基準**（公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準）に基づき算出された数量であり、**施工数量ではありません**。

このため、施工数量に対して本方式を活用した協議及び請負代金の変更を行うことはできません。

【営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル（長崎県版）】参照

Q&A

- Q4. 受注者が積算数量に疑義が生じた場合の協議（確認の請求）はいつ行うのか。
- A4. 協議を行う積算数量の部分に関する**施工が終了するまで**に行う。協議にあたって、当該積算数量に対して疑義を生じるに至った**根拠資料**を提出して下さい。
- また、全ての数量が入札時積算数量と入札時の工事費内訳書と一致している必要はなく、**当該疑義数量に関して数量が一致**していれば協議が可能とする。

【営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル

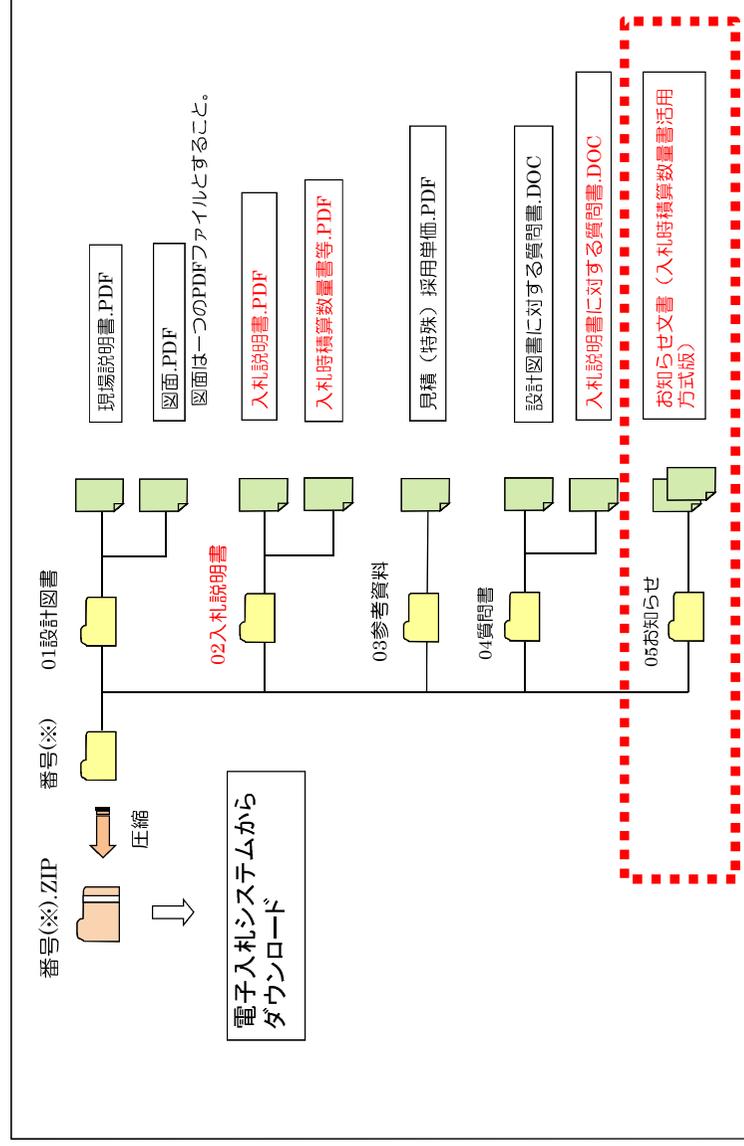
（長崎県版）】参照

Q&A

- Q5. 本方式の試行工事の今後の予定は？

- A5. 試行工事では、本方式に関しての課題等を抽出・整理し、改善に繋げるため、受発注者双方にアンケート形式による調査を実施しています。
- 今後も**試行工事の拡大を図りながら、本方式の本格実施に向けて改善を行う**予定です。

■電子データのファイル構成



最後に

○入札時の電子データファイルの中の「5お知らせ」のお知らせ文書にて、**工事内訳書の記載例**について別添資料で説明します。

ご清聴ありがとうございました。

【指名競争入札】

【一般競争入札総合評価方式（特別簡易型）】

入札参加者 各位

長崎県土木部建築課

入札時積算数量書活用方式試行工事における 工事費内訳書の提出範囲について (お知らせ)

1. 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の試行工事です。
2. 「入札時積算数量書活用方式」とは、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約後に当該積算数量書に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者間で協議し、必要に応じて積算数量を訂正・契約変更ができる工事です。
3. 本試行工事における入札時の工事費内訳書の提出範囲は、種目、科目、中科目及び細目に相当する項目の記載をしている部分のすべてです。（工事費内訳書を作成するうえで、中科目に該当する項目を省略して作成することはできます。）
種目、科目、中科目及び細目に相当する記載をしている部分の添付を一部分でも省略した場合は、入札が無効になりますので、御注意下さい。
4. 次頁以降のチェックリスト及び内訳書記載例を参照下さい。
（チェックリストの提出は不要です）

【指名競争入札】

【一般競争入札総合評価方式（特別簡易型）】

＜入札時積算数量書活用方式 試行工事用＞

工事費内訳書の提出に係るチェックリスト（営繕工事競争入札参加者用）

工事名： _____

日付： _____

■競争入札（入札時点に提出する工事費内訳書）

↓ 確認したらチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	発注者名を、入札公告又は入札執行通知書のとおり正しく記載したか。
<input type="checkbox"/>	工事番号・工事名・工事場所を、入札公告又は入札執行通知書のとおり正しく記載したか。
<input type="checkbox"/>	自らの商号又は名称・代表者氏名・住所を正しく記載したか。
<input type="checkbox"/>	工事費内訳書は種目、科目、中科目、細目に相当する項目を記載した部分まで添付したか。
<input type="checkbox"/>	総括表に記載した金額の計算は正しいか。
<input type="checkbox"/>	工事価格と入札金額は一致しているか。
<input type="checkbox"/>	値引きやマイナス計上（スクラップ控除は除く。）はしていないか。
<input type="checkbox"/>	ページの抜けがないか。
※	契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合、入札時積算数量活用方式により、受注者が発注者に積算数量に関する協議を求めするためには、入札時に提出した工事費内訳書の数量に入札時積算数量書の数量を採用していることが必要です。

【指名競争入札 及び一般競争入札総合評価方式(特別簡易型)】

＜長崎県 営繕工事版 記載例＞

＜「入札時積算数量活用方式」の試行工事の工事費内訳書＞

※提出は種目・科目・中科目・細目に相当する部分すべて

工事費内訳書

長崎県知事

〇〇 〇〇 様

入札公告又は入札執行通知書の機関名及び契約担任者名を記載してください。
たとえば、県央振興局発注の工事であれば
県央振興局長 宛てになります。

- | | |
|---------|----------|
| 1. 工事番号 | 28△△000 |
| 2. 工事名 | □□□□□工事 |
| 3. 工事場所 | 〇〇〇市 〇〇町 |

入札公告又は入札執行通知書の各該当名称等
のとおり誤り記載漏れのないよう十分注意のうえ
記載してください。

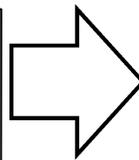
【JVの場合】

代表構成員のみの記入で可

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表構成員

所在地 長崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇



【単体の場合】

所在地 長崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

**入札時点に提出する工事費内訳書
へ添付が必要**

指名・特別簡易型_(積算数量書活用方式)工事費内訳書記載例

直接工事費

中科目別内訳

建築改修工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	12,377,400	
計				12,377,400	
防水改修	改修	1	式	6,043,896	
計				6,043,896	
外壁改修	改修	1	式	14,164,840	
計				14,164,840	
建具改修	撤去	1	式	1,469,600	
建具改修	アルミ製建具	1	式	34,539,000	
建具改修	ガラス	1	式	1,870,166	
建具改修	雑・その他	1	式	293,244	
計				38,172,010	
塗装改修	改修	1	式	222,110	
計				222,110	
発生材処理		1	式	117,787	
計				117,787	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 中科目は作成しないことができる。 </div>					
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;"> 入札時点に提出する工事費内訳書へ添付が必要 </div>					

指名・特別簡易型_(積算数量書活用方式)工事費内訳書記載例

直接工事費

細目別内訳

建築改修工事		防水改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
下地清掃		432	m ²	170	73,440	
下地処理	樹脂モルタル塗り(W400+W135程度)	195	m	360	70,200	
防水層末端処理	粘着層付水切りテープ 48×0.14 製品代(取付費込)	195	m	560	109,200	
塗膜防水	X-2 密着工法 ウレタンゴム系 平場 表面塗料シルバー	104	m ²	3,860	401,440	
ひび割れ補修(既存防水層部)	W=200程度 不燃布+ウレタン塗布補強 層間接着プライマー+ウレタン塗膜 製品代(取付費込)	36.5	m	2,001	73,036	
ビニル床シート下地部 塗膜防水	X-2 密着工法 ウレタンゴム系 平場 表面塗料シルバー	328	m ²	3,860	1,266,080	
防滑性ビニル床シート (ペランタ [®] 用)	無地 厚2.5 多湿部 熱溶接工法 製品代(取付費込)	310	m ²	5,960	1,847,600	
防滑性ビニル床シート (ペランタ [®] 用)	厚2.5mm L2350 製品代(取付費込)	8	枚	27,800	222,400	
笠木 (アルミ既製品)	直線 シルバー W=400 材工共	195	m	9,500	1,852,500	
笠木 (アルミ既製品)	コーナー シルバー W=400 材工共	8	か所	16,000	128,000	
細目別内訳には、原則として、公開参考積算数量内訳書に掲げる 工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳 書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を記入すること。					数量×単価＝金額 とすること。	
入札無効の例						
値引き					-12,000	
値引き・マイナス計上の項目(スクラップ控除は除く。)があれば入札無効						
計					6,043,896	
入札時点に提出する工事費内訳書 へ添付が必要						

